

相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する

第二次答申書 追補【公開版】

令和6年5月28日

相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する第三者委員会

## 【目次】

- 第1 本第二次答申書追補の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第2 情報管理体制の不備、情報管理意識の欠如がみられる事案における職員甲の行為について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
  - 1 パソコン設置替えに関する経緯
  - 2 職員甲の行為について
  - 3 結語

## 第1 本第二次答申書追補の位置づけ

本第二次答申書追補は、当委員会が第二次答申書（中間答申）において指摘した情報管理体制の不備、情報管理意識の欠如がみられる事案に関して、データを発見した職員甲の行為について事実認定をし、その問題点を指摘するものである。

なお、この事実の認定にあたっては、当委員会が実施したヒアリング（以下「委員会ヒアリング」という。）の結果を中心としながら、電子メール等による情報提供の内容も加えて、第三者の供述内容同士が一致するか、また、職員甲の供述内容と第三者の供述内容が一致するかに留意し、総合的に判断することとした。

本第二次答申書追補及び根拠資料の取扱と、【公開版】を作成して同時に提出することは、第一次答申書に記載した内容と同様である。

## 第2 情報管理体制の不備、情報管理意識の欠如がみられる事案における職員甲の行為について

### 1 パソコン設置替えに関する経緯

委員会ヒアリングの結果等によれば、相馬地方広域消防本部において、次の経緯があったものと認められる。

令和4年7月、それまで当時の次長が使用していたパソコンを更新し、更新後の旧パソコンを、消防本部通信指令室に設置替えした。しかし、その設置替えの際、専ら次長のみが取り扱うべきデータについて、消去が完全にはなされておらず、ハラスメントに関する調査記録、人事評価に関する記録、管轄外居住者に関する記録等が残っていた。

令和5年8月、消防本部通信指令室において、消防本部職員である職員甲が上記パソコンを使用していた際、組合事務局が従前実施したハラスメントに関する調査記録のデータが残されているのを発見した。

その調査記録には、職員甲自身が加害者とされるハラスメント事案の調査

記録が含まれていた。

職員甲は、パソコン内に、組合事務局が従前実施したハラスメントに関する記録のデータが残されていたことを速やかに報告せず、翌日以降、警防課長と喫煙所で一緒になった際に、警防課長に対して報告した。

その後、警防課長は消防長に対して、通信指令室のパソコン内に、組合事務局が従前実施したハラスメントに関する記録のデータが残されていたことを報告し、消防長は警防課長に対して当該記録のデータを消去するよう指示した。

その後の経緯については、消防長及び警防課長の記憶に齟齬があるところであるが、概要、消防長から警防課長に対して、次長が使用するデータが格納されているフォルダを消去するよう指示があり、警防課長において職員甲の立ち会いがないまま当該フォルダを消去した。

その後、警防課長は職員甲に対して、パソコン内のヒアリング結果にかかるデータを消去したが、消去されているかと確認し、職員甲は消去されていると答えた。

## 2 職員甲の行為について

1) 上記パソコン内に残されていた調査記録にはヒアリングの結果にかかる記載があり、ヒアリング対象者はアルファベットによる仮名で表記されていたが、職員甲は、同ハラスメント事案の記録をプリントアウトし、自身が閲覧し、また、消防本部通信指令室にいる他の職員に閲覧させるなどしながら、仮名で表記されているヒアリング対象者を推測するなどしていた。

(1) 上記の内容は、委員会ヒアリングの結果等から事実であると認定する。

(2) 委員会ヒアリングにおいて、職員甲は、ハラスメントに関するパソコンのデータをプリントアウトしたことはない等と供述し、上記の行為を否定している。

しかし、複数の職員が、職員甲からプリントアウトした紙を見せられた旨の供述をしている。

また、上司である警防課長は、職員甲に対して、職員甲がデータをプリントアウトしていないかどうかを確認する質問や、職員甲がデータをプリントアウトして所持しているのであれば廃棄した方が良い旨の話をしていたと説明しており、仮に、職員甲がプリントアウトをしたことがないというのであれば、職員甲は警防課長に対して、プリントアウトはしていないことを明確に回答していたはずである。しかし、警防課長の説明によれば、職員甲からプリントアウトはしていないとの明確な回答はこれまでなかったものである。

更に、複数の職員や警防課長が、職員甲の言動について敢えて虚偽の事実を同様に供述することの動機や事情は一般に想定されないし、当委員会による調査の過程において、上記複数の職員及び警防課長において敢えて虚偽の事実を同様に供述しているとの疑いを生じさせる事情も認められなかった。

特に警防課長においては、警防課長自身のヒアリングを受けた後の対応が不適切であったことを積極的に認めて、経緯を詳細に説明しており、警防課長自身にとっても不利益な内容を供述していることから、その供述の信用性は極めて高い。

よって、事実関係については上記の状況のとおりであると判断する。

- (3) 職員甲において、パソコン内に、組合事務局が従前実施した職員甲自身を加害者とするハラスメントに関する調査記録のデータが残されていることを発見したことは、職員甲の責任ではない。

しかし、職員甲がパソコン内に問題のデータが残されていたことを発見した時点で、職員甲は情報セキュリティに関する事故として、速やかに情報セキュリティ管理者である総務課長（次長が兼務。以下「次長」という。）に報告し、次長の指示のもと対応すべきであった。

本件の場合、職員甲は警防課長に報告をしていることから、報告義務を怠ったと強く咎められるものではないとしても、速やかに、情報セキュリティに関する事故としての所定の報告がなされたとは言いがたい。

また、職員甲が同記録をプリントアウトし、自身が閲覧して仮名で表記されているヒアリング対象者を推測していたこと、また、消防本部通信指令室にいる他の職員に閲覧させるなどしたことは、秘密の保持が徹底されるべきハラスメントに関する記録のデータについて、権限を付与されていないにもかかわらず収集したものであり、他の職員に閲覧させている点において悪質である。

この職員甲の言動は、周囲の職員の職場環境を害するものであり、現に、当委員会が実施したアンケートでは、「前消防長が以前使用していたPC（パワハラアンケートの結果内容が全て記載されていたもの）を使用している者が、パワハラアンケートの結果を閲覧し、印刷、パワハラアンケートの内容を外部に故意に漏らした。パワハラアンケートに記載されていた関係者の氏名等を周りに言いふらし、パワハラアンケートに記載した人を絶対に許さないなどと言っていた。」との回答があり、行為者として職員甲の実名が記載されていた。

### 3 結語

以上により、上記の職員甲の行為は、相馬地方広域市町村圏組合職員懲戒処分の指針における「個人の秘密情報の目的外収集等」の「ア その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した」に該当する非違行為であると判断する。

以 上

令和6年5月28日

相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する第三者委員会

委員長 安村 誠 司

委員 藤野 美都子

委員 渡辺 慎太郎